



発行 新潟県

第 25 号

平成26年4月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 573 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 574 ふ化業者の登録（畜産課）
- 575 保安林の指定解除予定（治山課）
- 576 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 577 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 578 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 579 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 580 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 581 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 582 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 583 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 584 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 585 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 586 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 587 公共測量の終了通知（監理課）
- 588 公共測量の終了通知（監理課）
- 589 公共測量の終了通知（監理課）
- 590 公共測量の終了通知（監理課）
- 591 公共測量の終了通知（監理課）
- 592 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 593 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 594 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 595 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 596 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 597 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 598 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 特定調達契約の落札者等（法務文書課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の中止について（病院局総務課）

教育委員会告示

- 8 博物館の変更登録（文化行政課）



◎新潟県告示第573号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月12日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月13日(火)			
5月14日(水)		阿賀町鹿瀬支所車庫	
5月15日(木)		阿賀町上川支所農政車庫	
5月16日(金)		阿賀町三川支所車庫	
5月17日から平成27年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第574号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟26第1号	平成26年4月1日	平成29年3月31日	新潟県見附市新幸町6番1号 株式会社I・ひよこ 代表取締役 平岩隆司	新潟県見附市新幸町6番1号 株式会社I・ひよこ

◎新潟県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県十日町市松之山橋詰字居村96の4、100の4、100の8

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を

平成26年3月25日認可した。

平成26年4月4日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第577号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区の定款の変更を平成26年3月27日認可した。

平成26年4月4日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第578号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南蒲原郡田上町の田上郷土地改良区の定款の変更を平成26年3月25日認可した。

平成26年4月4日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第579号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の定款の変更を平成26年3月25日認可した。

平成26年4月4日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第580号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業の計画を適当と決定したので、平成26年4月7日から平成26年5月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
五泉市木越600番地1 早出川土地改良区	五泉市 堂願野地区	区画整理事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	五泉市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第581号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営羽茂大滝地区農用地保全施設整備(ため池等整備「震災対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成26年4月7日から平成26年5月7日まで
- 縦覧に供する場所
佐渡市役所及び羽茂支所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営長坂地区区画整理（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年 4 月 7 日から平成26年 5 月 7 日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び上越市吉川区総合事務所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
蒔の沢	農業用排水施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業	魚沼市	平成 26 年 2 月 10 日

◎新潟県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
本条	県営区画整理（担い手育成基盤整備）事業	胎内市	平成 26 年 3 月 17 日

◎新潟県告示第585号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
------------	-----------

魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 吉水、魚野地の各一部
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 野田、北田中、四十日の各一部

- 2 認証年月日
平成26年3月20日

◎新潟県告示第586号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成26年1月31日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長岡ハウス株式会社
小片 勇
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市喜多町289-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第16772号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年1月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年2月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤工務店
佐藤 保壽
- 3 主たる営業所の所在地
佐渡市相川柴町49
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第11997号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年2月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年2月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社アート技建
川上 修一
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市川崎町1769-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第43078号
- 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年2月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年2月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中原工建
中原 昇
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区松野尾79
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第5335号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年2月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年2月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
斉藤建築
斉藤 定次郎
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市逆谷819-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第41997号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年2月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年3月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社大佐渡開発
池野 利廣
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市相川下戸村226-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42263号
 - 5 処分の内容 建築工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年3月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北陸暖房工業所
阿部 幸三
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区赤鋤306-63
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第15976号
 - 5 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年2月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年3月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
菅井建築
榎本 茂夫
- 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市羽黒536
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第12065号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年3月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第587号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、前川東土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(出来形確認測量)
- 2 作業期間 平成25年5月1日から平成26年3月18日まで
- 3 作業地域 長岡市 上前島町、青島町、高島町の各一部

◎新潟県告示第588号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(村上地域振興局)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 霧出地区確定測量)
- 2 作業期間 平成25年6月20日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字土沢ほか 地内

◎新潟県告示第589号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 佐々木南部郷「1次」地区確定測量)
- 2 作業期間 平成25年6月17日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市飯島新田ほか 地内

◎新潟県告示第590号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)紫雲寺「1次」地区確定測量)
- 2 作業期間 平成25年6月10日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市真野原ほか 地内

◎新潟県告示第591号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(柏崎地域振興局)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業(一般)西山内郷地区(別山換地区) 確定測量)
- 2 作業期間 平成25年9月4日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 柏崎市西山町別山 地内

◎新潟県告示第592号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称
長岡市
- 2 事業の種類
長岡市立総合支援学校グラウンド等整備事業及びこれに伴う附帯工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長岡市大字日越字原地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

長岡市立総合支援学校グラウンド等整備事業及びこれに伴う附帯工事(以下「本件事業」という。)のうち、長岡市立総合支援学校グラウンド等整備事業(以下「本体事業」という。)は、法第3条第21号に掲げる学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校に関する事業に該当する。また、附帯工事は、本体事業のために欠くことのできない調整池及び道路の整備をするものであり、法第3条第35号に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業を長岡市総合計画実施計画に掲げており、必要な予算について既に予算計上しているほか、来年度以降についても一般財源及び地方債により予算措置することを確約している。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

長岡市立総合支援学校は、平成6年度に小学部及び中学部の児童生徒43名で開校し、その後高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、そして障害者の自立と社会参加が進む中、現在では高等部も設置され、児童生徒200名以上の県内で最も規模の大きい特別支援学校となっている。

児童生徒数の増加に伴い不足する教室や新たな教育課程に必要な作業室は、既存のグラウンド用地に増築することで対応してきたが、度重なる校舎の増築により既存のグラウンドはなくなり、また屋内運動場も開校当初のままの面積であることから、児童生徒が体育活動を行う十分な場所を確保するため、新たにグラウンドや屋内運動場等を整備するものである。

本件事業の実施により、特別支援学校学習指導要領の「適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上又は心身の調和的発達を図り、明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる」という目標を満たすことができるほか、芝生広場等により自然に触れあう機会も増え、心身の健康増進にもつながることが期待できる。

また、屋内運動場の建物の1階を、児童生徒を送迎するスクールバスや保護者の自動車を使用する駐車場とすることで、現在駐車場の不足により発生している路上駐車を減らすことが可能となる。

さらに、本校は長岡市地域防災計画の避難場所に指定されていることから、耐震性に優れ、安全・安心な構造で新たに整備されることにより、防災拠点としての機能の充実が見込まれる。

以上のことから、公共の利益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の実施による影響として、工事に伴う振動や騒音のほか車両からの排ガスの発生等の公害が考

えられるが、起業地は丘陵地の畑作地帯にあり、宅地及び既存校舎の教室から離れていることから、周囲に対する影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地内に埋蔵文化財は存在しないこと及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていないことを、市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、既存施設に隣接し連携に優れている場所を2か所選定し、社会的条件、経済的条件及び技術的条件を基に比較検討した結果、工事が既存校舎の一部との連結で済むため事業費を安く抑えられること及び道路の付け替えが生じないため農用地を分断することなく優良農地の保全に寄与できることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事についても、雨水排水の調整池及び工事用道路としての機能を確保するために同様の条件で計画していることから、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように児童生徒の増加によりグラウンドがなくなり狭い屋内運動場や廊下等で体育活動を行っているために、体育学習に支障が生じたり衝突事故が発生したりしていることから、市として早急に整備する必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市教育委員会教育部教育施設課

◎新潟県告示第593号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

燕市井土巻駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市井土巻五丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

燕市井土巻駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第1号に規定する駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業について「燕市都市計画マスタープラン」の中で明記し既に予算計上しているほか、来年度以降についても一般財源及び交付金により予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では、市内を通る北陸自動車道を利用して周辺市町村へ通勤・通学する市民の交通手段として、自家用車のほか高速バスも利用されているが、高速バス乗り場のある北陸自動車道三条燕インターチェンジ付近に駐車場がないことから、自家用車から高速バスに乗り換える高速バス利用者は、自家用車を近隣の市道に路上駐車している。また、路上駐車している車両の中には高速バス乗り場の周辺住民が所有する自家用車もあり、夜間でも路上駐車がなくなる原因となっている。

これらを原因として、市道は車が走行する道幅が狭くなっていると共に見通しが悪くなっているため、自転車や徒歩での通行が危険な状態になっており、さらに冬期間には路上駐車車両に阻まれ、道路の除雪作業にも影響を及ぼしている。このような状況に市道の周辺住民から苦情が出ており、今後災害発生時に緊急車両の通行に支障を来すおそれもあるため、市では駐車場を整備するものである。

本件事業の実施により、同インターチェンジ付近にある市道の路上駐車解消が図られると共に、市道を通行する自転車や歩行者の安全が確保され、市道の周辺住民の住環境が改善されるほか、「燕市公共交通基本計画」に掲げている環境負荷の少ない社会の実現に向けたパーク・アンド・ライドの誘導促進策の推進が図られることから、公共の利益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の施行による周辺環境への影響として、近隣住宅への騒音が懸念されるが、敷地境界にはフェンス等を設置することにより最小限になるよう努めることとし、駐車場内の事故やトラブルについても万全を期すこととしていることから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、埋蔵文化財が存在しないこと及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていないことから、本件事業の実施について支障ない旨、いずれも市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、新潟市方面へ向かう高速バス乗り場近辺で必要とする駐車台数の面積を確保できる場所を3か所選定し、社会的条件や経済的条件等を考慮して比較検討した結果、市道から進入しやすく高速バス乗り場に近いく及び事業費が最も低廉であることから選定したものであり、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように北陸自動車道三条燕インターチェンジ付近の路上駐車解消を図り、地域住民が安全に暮らせるまちづくりを目指すものであり、二つの地元自治会からも駐車場整備の早期実現の要望書が燕市長に提出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件

を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
燕市役所

◎新潟県告示第594号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田裕彦

- 1 河川の名称
一級河川関川水系御館川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年4月4日
- 3 廃川敷地等の位置
上越市国府4丁目259番4から上越市国府4丁目227番6（御館川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地74.65平方メートル

◎新潟県告示第595号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第274号）を次のとおり解除する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田裕彦

- 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月布施北川地区	佐渡市月布施	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第596号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第275号）の指定を解除する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田裕彦

- 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月布施北川地区	佐渡市月布施	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第597号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤田北方地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田北方東地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井東地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水谷地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
合ノ入地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井西地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田北方(2)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田北方(3)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二崎沢地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	土石流
赤田北方(1)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	土石流
赤田北方(2)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	土石流
赤田北方地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月布施北川地区	佐渡市月布施	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第598号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤田北方地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田北方東地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井東地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水谷地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
合ノ入地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井西地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田北方(2)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田北方(3)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
月布施北川地区	佐渡市月布施	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

予算の公表について (公告)

平成26年 3 月 27 日新潟県議会において議決された平成26年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成25年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成26年 4 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成26年度新潟県一般会計予算

平成26年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,568,490,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金	額
第1款	県	税	第1項 県民税 第2項 県民業 第3項 県民消費 第4項 県民消費 第5項 県民消費 第6項 県民消費 第7項 県民消費 第8項 県民消費 第9項 県民消費 第10項 県民消費 第11項 県民消費 第12項 県民消費 第13項 県民消費	233,170,000 80,790,000 46,389,000 38,798,000 4,678,000 2,576,000 554,000 1,998,000 24,806,000 32,168,000 49,000 31,000 332,000 1,000	千円
第2款	地方消費税清算金		第1項 地方消費税清算金	52,616,000 52,616,000	

第3款	地方譲与税	第1項 第2項 第3項 第4項	地方特別譲与税 地方揮發油譲与税 石油方久譲与税 航空機燃料譲与税	43,650,000 38,832,000 4,518,000 289,000 11,000
第4款	地方特例交付金	第1項	地方特例交付金	724,000 724,000
第5款	地方交付税	第1項	地方交付税	274,000,000 274,000,000
第6款	交通別安全対策金	第1項	交通安全対策特別交付金	572,000 572,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 第2項	分担金 負担金	6,856,281 1,588,008 5,268,273
第8款	使用材料及び手数料	第1項 第2項	使用料 手数料	12,625,072 8,765,705 3,859,367
第9款	国庫支出金			138,654,474

	第 1 項 国 庫 負 担 金 第 2 項 国 庫 補 助 金 第 3 項 国 庫 委 託 金		37,444,230 98,627,897 2,582,347
第 10 款 財 産 收 入	第 1 項 財 産 運 用 收 入 第 2 項 財 産 売 払 收 入		3,096,183 835,740 2,260,443
第 11 款 寄 附 金	第 1 項 寄 附 金		5,029,641 5,029,641
第 12 款 繰 入 金	第 1 項 特 別 会 計 繰 入 金 第 2 項 基 金 繰 入 金		25,107,563 595,377 24,512,186
第 13 款 諸 収 入	第 1 項 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 等 第 2 項 利 子 収 入 第 3 項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入 第 4 項 貸 付 金 収 入 第 5 項 受 託 事 業 収 入 第 6 項 収 益 事 業 収 入 第 7 項 利 子 割 精 算 金 収 入 第 8 項 雑 収 入		483,366,786 276,743 10,091 21,756,083 433,391,753 16,891,573 3,835,475 3,561 7,201,507

第14款 県	債	第1項 県	債	288,862,000 288,862,000
第15款 繰上	繰上	第1項 繰上	繰上	160,000 160,000
入			計	1,568,490,000

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,421,582 1,421,582	千円
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策	30,293,434	
	第 2 項 総 務 管 理	4,404,436	
	第 3 項 統 計 調 査	14,370,999	
	第 4 項 徴 税 費	798,256	
	第 5 項 市 町 村 振 興	6,874,100	
	第 6 項 選 挙 費	3,133,584	
	第 7 項 人 事 委 員 会 費	316,303	
	第 8 項 監 査 委 員 費	150,763 244,993	
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 管 理 費	12,447,799	
	第 2 項 防 災 費	6,951,317	
	第 3 項 環 境 企 画 費	2,787,764	
	第 4 項 環 境 対 策 費	483,574	
	第 5 項 廃 棄 物 対 策 費	355,131 1,870,013	

<p>第4款 福祉保健費</p>	<p>第1項 福祉保健費 第2項 国保・福祉指導費 第3項 医師・業務専任費 第4項 医師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉費 第9項 児童家庭費</p>	<p>146,198,641 19,679,132 42,215,661 4,947,315 1,365,486 36,739,850 6,019,356 1,622,688 18,413,766 15,195,387</p>
<p>第5款 労働費</p>	<p>第1項 労働委員会議費 第2項 労働政策雇用開発費 第3項 職業能力開発費</p>	<p>6,630,773 129,740 4,096,310 2,404,723</p>
<p>第6款 産業費</p>	<p>第1項 産業政策費 第2項 産業振興費 第3項 産商振興費 第4項 産立費 第5項 産観費</p>	<p>140,808,293 5,416,078 1,686,015 120,766,309 11,069,090 1,870,801</p>
<p>第7款 農林水産業費</p>		<p>78,905,273</p>

第1項	農地	農業	総務	費	3,554,536
第2項	地域	農産	推進	費	7,880,337
第3項	農地	産営	芸及	費	1,324,947
第4項	農地	産営	流通	費	4,094,195
第5項	農地	産営	業	費	303,884
第6項	農地	産営	業	費	856,183
第7項	農地	産営	業	費	3,873,249
第8項	農地	産営	業	費	14,943,332
第9項	農地	産営	業	費	3,637,833
第10項	農地	産営	業	費	37,124,737
第11項	農地	産営	業	費	1,312,040
第1項	土道	木橋	管理	費	164,234,724
第2項	河道	川	岸	費	11,095,979
第3項	河道	川	岸	費	53,805,432
第4項	河道	川	岸	費	32,204,117
第5項	河道	川	岸	費	11,669,417
第6項	河道	川	岸	費	5,617,903
第7項	河道	川	岸	費	26,927,161
第8項	河道	川	岸	費	10,460,582
第9項	河道	川	岸	費	708,492
第10項	河道	川	岸	費	10,947,823
第10項	河道	川	岸	費	797,818

第9款	警 察 費	第1項 第2項	警 察 管 理 費 警 察 行 政 費	48,943,989 45,593,740 3,350,249
第10款	教 育 費	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項	教 育 給 務 費 小 中 学 校 費 高 等 学 校 費 特 別 支 校 費 生 涯 学 推 進 費 文 化 行 政 費 保 健 体 育 費 私 学 教 育 振 興 費 大 学 費	216,796,814 6,255,304 126,858,409 49,795,266 17,207,943 361,128 2,440,949 1,712,323 10,779,026 1,386,466
第11款	災 害 復 旧 費	第1項 第2項	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,537,686 1,404,884 4,132,802
第12款	県 債 費	第1項	県 債 費	617,831,855 617,831,855
第13款	諸 支 出 金	第1項	公 營 企 業 貸 付 金	98,139,137 21,756,083

第 2 項	雜 支	出	1,839,500
第 3 項	地 方 消 費 稅 清 算 金	金	38,056,731
第 4 項	利 子 割 交 付 金	金	501,806
第 5 項	配 当 割 交 付 金	金	1,778,436
第 6 項	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	金	283,932
第 7 項	地 方 消 費 稅 交 付 金	金	26,662,519
第 8 項	ゴ ー ル フ 場 利 用 稅 交 付 金	金	387,800
第 9 項	自 動 車 取 得 稅 交 付 金	金	1,426,897
第 10 項	輕 油 引 取 稅 交 付 金	金	5,444,324
第 11 項	利 子 割 精 算 金	金	1,109
第 14 款	予 備 費	費	300,000
		備	300,000
		計	1,568,490,000
	歲	出	
	合	計	

第2表 継続費						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	県道急ヶ 道地ヶ 佐方鼻 渡路下 一整合 周備 線業 事ル)	3,800,000	26	600,000	千円
				27	1,000,000	千円
				28	1,000,000	千円
				29	1,000,000	千円
				30	200,000	千円

第3表 債務負担行為							
事	項	期	間	限	度	額	明
自治研修所研修外部委託契約		平成27年度から 平成28年度まで			162,800千円		
新潟県LANシステム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通基盤システム運用管理委託契約		平成27年度から 平成31年度まで			408,244千円		
財務会計システム機器更新業務委託契約		平成27年度			13,813千円		
番号制度対応システム開発等業務委託契約		平成27年度から 平成28年度まで			187,530千円		
平成26年度における地方債の共同発行によつて生ずる 連帯債務		平成26年度から 平成36年度まで			元金1,414,000,000千円及び 当該額に対する利子相当額		
財務会計システム運用管理委託契約		平成27年度から 平成30年度まで			109,767千円		
公益財団法人新潟県中越大地震復興基金損失補償契約		平成26年度			金融機関が平成26年度に公益財団法人新潟県中越大地震復興基金に貸し付け ける復興基金事業資金4,326,000千円が回収されない場合に生じる損失を補 償する。		
がん予防総合センター棟空調設備更新工事請負契約		平成27年度			112,206千円		
魚沼コホート研究所附講座設置協定		平成27年度			100,000千円		
スプリングラワー等設置費借入利子補給契約		平成27年度から 平成41年度まで			スプリングラワー等設置費借入利子補給金交付要綱に基づき、融資機関がスプ リングラワー等消防用設備を設置するための資金を総額158,884千円の範囲内 で社会福祉法人等に融通する場合、利子補給率年2.45パーセント以内として 算定した額		

離職者等再就職訓練委託契約	平成27年度	279,675千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約	平成27年度	32,754千円	
海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成27年度	42,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	平成28年度から平成34年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が平成28年度に行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額50,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成27年度から平成34年度まで	766,173千円	新潟県信用保証協会が平成26年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
消費税増税対策設備投資緊急促進事業補助金交付決定	平成27年度	500,000千円	
小規模事業者経営改善資金利子補給契約	平成27年度から平成31年度まで		小規模事業者経営改善支援助利子補給金交付要綱に基づき、小規模事業者が小規模事業者経営改善資金を総額1,800,000千円の範囲内で株式会社日本政策金融公庫から借り入れた場合、利子補給率年0.2パーセント以内として算定した額
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成26年度から平成27年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が平成26年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農業構造改革支援助事業資金68,807千円が回収されないうちに発生する損失を補償する。
中山間地域新規就農者確保モデル事業補助金交付決定	平成27年度から平成28年度まで	18,000千円	
農業近代化資金利子補給契約	平成27年度から平成46年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,400,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成27年度から平成44年度まで	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	平成27年度から平成46年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額140,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成27年度から平成36年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営改善緊急支援資金利子補給契約	平成28年度から平成52年度まで	畜産特別支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営改善緊急支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成26年度から平成81年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成26年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)59,002千円及び当該額に対する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日までに生じる利子を含む)を補償する。
中山間地等平準化資金利子補給契約	平成27年度から平成30年度まで	新潟県中山間地等平準化対策事業実施要綱に基づき、融資機関が中山間地等平準化資金を総額2,340千円の範囲内で県の承認を得て土地改良区等に無利子で融通する場合、利子補給率年2.55パーセント以内として算定した額
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成27年度から平成38年度まで	576,896千円
国営佐渡2期土地改良事業負担金	平成27年度から平成38年度まで	59,265千円
県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	平成27年度	300,000千円
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	平成27年度	120,000千円
県営湛水防除事業安野川5期地区工事委託契約	平成27年度	64,000千円

県営湛水防除事業新発田東部地区工事請負契約	平成27年度	516,000千円
県営湛水防除事業新発田東部2期地区工事請負契約	平成27年度	660,000千円
県営畑地帯総合整備事業舟山地区工事請負契約	平成27年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業三和中部第1地区工事請負契約	平成27年度	39,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中江北部第2地区工事請負契約	平成27年度	40,000千円
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成27年度	47,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川東中央地区工事請負契約	平成27年度	3,000千円
県営経営体育成基盤整備事業湯地区工事請負契約	平成27年度	7,000千円
県営経営体育成基盤整備事業湯2期地区工事請負契約	平成27年度	9,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小中川地区工事請負契約	平成27年度	54,000千円
県営経営体育成基盤整備事業湯4期地区工事請負契約	平成27年度	6,000千円
県営経営体育成基盤整備事業湯5期地区工事請負契約	平成27年度	18,000千円
県営経営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成27年度	43,000千円
県営経営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成27年度	41,000千円

県営経営体育成基盤整備事業上泉地区工事請負契約	平成 27 年 度	43,000千円
県営経営体育成基盤整備事業花見地区工事請負契約	平成 27 年 度	78,000千円
県営経営体育成基盤整備事業藪神北部地区工事請負契約	平成 27 年 度	17,000千円
県営経営体育成基盤整備事業米倉地区工事請負契約	平成 27 年 度	17,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成 27 年 度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業城之入川地区工事請負契約	平成 27 年 度	5,000千円
県営経営体育成基盤整備事業上岩田地区工事請負契約	平成 27 年 度	38,000千円
県営経営体育成基盤整備事業善根地区工事請負契約	平成 27 年 度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業下田尻地区工事請負契約	平成 27 年 度	18,000千円
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成 27 年 度	11,000千円
県営中山間地域対策事業相川北部地区工事請負契約	平成 27 年 度	28,000千円
県営中山間地域対策事業当間地区工事請負契約	平成 27 年 度	10,000千円
県営中山間地域対策事業長坂地区工事請負契約	平成 27 年 度	4,000千円
県営中山間地域対策事業坂口新田地区工事請負契約	平成 27 年 度	12,000千円

県営中山間地域対策事業上岡地区工事請負契約	平成27年度	8,000千円
一般国道345号道路改築(新鶴泊トンネル)工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	800,000千円
県道横畑高田線道路改築工事請負契約	平成27年度	88,000千円
県道仲田塩沢線緊急地方道路整備工事費用負担協定(相手方北陸地方整備局)	平成27年度から平成28年度まで	30,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備(跳板トンネル)工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	400,000千円
一般国道289号朝日大橋上部工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	1,550,000千円
県道柿崎牧線吉川橋上部工事請負契約	平成27年度	140,000千円
一般国道292号仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	29,000千円
一般国道403号仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	25,000千円
県道白山村松線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	20,000千円
県道黒倉野中線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	20,000千円
県道下田見附線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	23,000千円
県道出戸村松線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	27,000千円
県道柏崎高浜堀之内線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	10,000千円

県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	30,000千円
二級河川吉川広域河川改修工事請負契約	平成27年度	37,000千円
一級河川五十嵐川河川災害復旧助成（遊水地排水樋門）工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	859,000千円
一級河川五十嵐川河川災害復旧助成（遊水地越流堤）工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	918,000千円
一級河川柿川床上浸水対策特別緊急（放水路本体）工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	1,000,000千円
一級河川柿川床上浸水対策特別緊急（排水機場）工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	280,000千円
一級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急工事費用負担協定（相手方 東日本旅客鉄道株式会社）	平成27年度から平成28年度まで	690,000千円
儀明川ダム京田儀明線6号橋架設工事請負契約	平成27年度	122,000千円
久知川ダム堰堤改良（通信管理設備）工事請負契約	平成27年度	345,000千円
十三石川障害防止工事請負契約	平成27年度	80,000千円
なびくら川障害防止工事請負契約	平成27年度	80,000千円
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成26年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額938,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約	平成27年度から平成31年度まで	5,244千円
魚沼基幹病院外構2期工事請負契約	平成27年度から平成29年度まで	293,825千円

加茂病院改築実施設計業務委託契約	平成27年度	82,601千円	
朱鷺メッセ連絡デッキ復旧工事請負契約	平成27年度	198,796千円	
交番駐在所賃借契約 (相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成27年度から 平成50年度まで	総額262,774千円以内と 公租公課及び火災保険料 の実額との合計額	胎内警察署乙駐在所外5か所 賃借期間が満了し、賃借料を完済した後、賃 借物件の所有権を県が無償で取得する。
交通信号機灯器用LED電球賃借契約	平成27年度から 平成31年度まで	64,317千円	
新潟商業高校校舎建築工事請負・工事監理委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	1,705,901千円	
新潟県埋蔵文化財センター管理協定	平成27年度から 平成30年度まで	50,432千円	
トーベ・ヤンソン展(仮称)開催費用負担協定 (相手方 株式会社産経新聞社)	平成27年度	2,160千円	

第4表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路事業費	千円 6,649,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
河川事業費	12,867,000					
海岸事業費	628,000					
海砂防事業費	5,088,000					
街路事業費	230,000					
公園事業費	717,000					
公営住宅建設事業費	277,000					
港湾事業費	6,492,000					
空港事業費	295,000					
水産事業費	168,000					
漁港事業費	457,000					
林道事業費	497,000					
治山事業費	2,910,000					
農地事業費	7,383,000					
災害復旧事業費	1,826,000					
学校教育施設等整備事業費	1,323,000					
社会福祉施設整備事業費	619,000					
施設整備事業費(一般財源化分)	650,000					
地域活性化事業費	357,000					

防 災 对 策 事 業 費	985,000		
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	12,076,000		
合 併 特 例 事 業 費	4,249,000		
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	631,000		
河 川 等 整 備 事 業 費	87,000		
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	1,539,000		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	158,000		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	463,000		
本 庁 舎 改 修 事 業 費	82,000		
県 民 会 館 改 修 事 業 費	15,000		
地 域 機 関 改 修 事 業 費	343,000		
地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	172,000		
合 併 市 町 村 特 別 对 策 事 業 費	1,424,000		
移 動 通 信 用 鉄 塔 施 設 整 備 事 業 費	2,000		
国 立 ・ 国 定 公 園 施 設 整 備 事 業 費	20,000		
地 域 用 水 環 境 整 備 事 業 費	1,000		
石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金 負 担 事 業 費	18,000		
中 越 大 震 災 復 興 基 金 出 資 事 業 費	5,000,000		
医 療 体 制 整 備 事 業 費	101,000		
集 落 雪 崩 对 策 事 業 費	7,000		
北 陸 新 幹 線 整 備 事 業 費	1,962,000		
え ち ご と き め き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	5,704,000		

連絡デッキ落下事故復旧事業費 公共施設等除却費 行政改革推進債 借換債 臨時財政対策債 退職手当債 合 計	49,000 249,000 7,859,000 116,578,000 71,200,000 8,455,000 288,862,000		
---	--	--	--

平成26年度新潟県債管理特別会計予算

平成26年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,304,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	191,304,910
		191,304,910
歳	入 合 計	191,304,910

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	県 債 費	第 1 項 県 債 費	191,304,910 191,304,910
歳 出		合 計	191,304,910

<p>平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算</p> <p>平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,760,222千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>		
<p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>	<p>項</p>	<p>金 額</p>
<p>第1款 地域貸付事業</p>	<p>第1項 諸 収 入</p> <p>第2項 繰 越 金</p>	<p>2,760,222</p> <p>923,637</p> <p>1,836,585</p>
<p>歳</p>	<p>入 合 計</p>	<p>2,760,222</p>

2 歳 出		額	
第 1 款	地 域 づ ぐ 事 業 資 金 費		千円
	地 域 づ ぐ 事 業 資 金 費		2,760,222
	貸 付 債 権 活 用 事 業 費		1,836,585
	貸 付 債 権 活 用 事 業 費		923,637
	合 計		2,760,222

平成26年度新潟県災害救助事業特別会計予算

平成26年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,371,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金	1,371,579	千円
	第2項 財産収入	49,234	
	第3項 寄附金	1,064	
	第4項 繰入金	500	
		313,699	

	第 5 項 諸 県 分 担 金 及 び 負 担 金 第 6 項 債 金 第 7 項	収 入 33,924 9,733 963,425
歳 入	合 計	1,371,579

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	災 害 救 助 費	1,367,079
	第 2 項 基 金 積 立 費	基 金 積 立 費	1,274,188
	第 3 項 県 債 費	県 債 費	1,064
	第 4 項 繰 上 償 還 費	繰 上 償 還 費	80,562
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	予 備 費	4,500
歳 出		合 計	1,371,579

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
災害援護資金貸付事業費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害甲慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第14条第2項の規定による。		

<p>平成26年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (歳入歳出予算)</p> <p>平成26年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,595千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p>				
<p>第1表 歳入歳出予算 1 歳 入</p>	<p>款</p>	<p>項</p>	<p>金</p>	<p>額</p>
<p>第1款 母子寡婦福祉資金 貸付事業収入</p>		<p>第1項 繰入金</p>		<p>450,595</p>
		<p>第2項 諸収入</p>		<p>93,223</p>
		<p>第3項 県債</p>		<p>156,359</p>
		<p>第4項 繰越金</p>		<p>181,932</p>
				<p>19,081</p>

450,595	
計	
合	
入	
歳	

2 歳 出			金 額
第 1 款	子 募 婦 福 社 資 金 費 母 貸 付 業	第 1 項 貸 付 事 業 費	450,595 450,595
歳	出	合 計	450,595

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
母子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 181,932	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。	

<p>平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算 平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,695千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>	
<p>第1表 歳入歳出予算 1 歳 入</p>	<p>金 額</p>
<p>第1款 心身障害児者総合施設事業収入</p>	<p>千円</p>
<p>第1項 財産収入</p>	<p>9,695</p>
<p>第2項 寄附金</p>	<p>176</p>
<p>第3項 繰入金</p>	<p>10</p>
<p>第4項 雑収入</p>	<p>9,508</p>
<p>歳 入 合 計</p>	<p>1</p>
<p>歳 入 合 計</p>	<p>9,695</p>

2 歳 出		項 金	額
第 1 款	心 身 障 害 事 業 者 総 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金	9,695
		第 2 項 繰 出 金	11
		合 計	9,684
歳 出		合 計	9,695

平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,630,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金 額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 収 入	第1項 繰 入 金 第2項 諸 項 入 金 第3項 県 債 入 金 第4項 繰 越 債 金	1,630,964 8,538 680,636 138,066 803,724

千円

歳	入	合	計	1,630,964	
---	---	---	---	-----------	--

2 歳 出	款	中小企業支援資金貸付費 第1款 事業 第1項 貸付 第2項 事業費 第3項 貸出費 第3項 貸出金	金額 1,630,964 950,331 461,481 219,152 1,630,964	千円 計 合 計 出
-------	---	--	---	---------------------

第2表 地 方 債						
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
中小企業高度化資金貸付事業費	千円 138,066	普 通 貸 借	年1.05パー セント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機 構業務方法書の規定による。		

平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	122,673	千円
	第2項 諸収入	1,166	
	第3項 繰越金	70	
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業		121,437	
		128,746	

	第 1 項 第 2 項 第 3 項	諸 県 繰 越	収 越	入 債 金	70,875 43,000 14,871
第 3 款 林 業 就 業 付 貸 金 林 業 促 進 資 金 入 収	第 1 項	繰	越	金	2,100 2,100
歳	入	合	計		253,519

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	122,623 122,623
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	113,875 86,000 27,875
第 3 款	林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出	合 計		253,519

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金費 貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	81,223
	第2項 諸収入	428
	第3項 繰越金	61
	合 計	80,734
歳 入	合 計	81,223

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	沿 岸 漁 業 改 善 事 業 付 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	81,173 81,173
	第 2 款	予 備 費	50 50
歳 出		合 計	81,223

平成26年度新潟県有林事業特別会計予算

平成26年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 県有林事業収入			千円
	第1項 国庫支出金	171,631	
	第2項 財産収入	9,764	
	第3項 繰上金	13,921	
	第4項 繰入金	139,262	
	第5項 繰上債	7,600	
	繰上金	1,084	

歳	入	合	計
			171,631

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	業 業 費	170,631
	第 2 項 事 業 費	業 業 費	80,507
	第 3 項 事 業 費	業 業 費	66,124
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	出 備 費	24,000
	第 1 項 予 備 費	出 備 費	1,000
歳 出 合 計		計	1,000
歳 出 合 計		計	171,631

第2表 地 方 債					
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
県 有 林 事 業 費	千円 7,600	普 通 貸 借	年5.0パーセント以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる株式 会社日本政 策金融公庫 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,191千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	320,191
	第2項 繰入金	318,276
歳 入 合 計		1,915
歳 入 合 計		320,191

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費	320,191	
	第 2 項 繰 出 金	1,915	
合 計		320,191	
歳 出			320,191

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,286,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項 目	金 額
第1款	流域下水道事業収入		千円
		第1項 分担金及び負担金	13,286,261
		第2項 使用料及び手数料	4,996,276
		第3項 国庫支出金	464
		第4項 財産収入	3,866,108
		第5項 繰上入金	891
		第6項 繰下入金	2,038,586
		第7項 諸県収入	426,108
		第8項 繰越債	1,847,000
		第8項 繰越金	110,828
歳 入	合 計		13,286,261

2 歳 出	款	項	金	額
第 1 款	流 域 下 水 道 事 業 費	千 円		
	第 1 項	管 理 費	13,175,433	
	第 2 項	建 設 費	3,741,289	
	第 3 項	県 債 費	6,664,917	
	第 2 款	予 備 費	110,828	
	第 1 項	予 備 費	110,828	
	歳 出	合 計	13,286,261	

第2表 債務負担行為							
事	項	期	限	度	額	説	明
	信濃川下流流域下水道建設工事請負契約	平成27年度から 平成28年度まで		285,000千円			
	魚野川流域下水道建設工事請負契約	平成27年度		360,000千円			

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
流域下水道事業費	千円 1,847,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	

平成 26 年 度 新 潟 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 予 算

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,923,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 収 入	第 1 項 使 用 料 及 び 手 数 料	2,923,169
	第 2 項 国 庫 支 出 金	1,175,626
	第 3 項 財 産 収 入	15,000
	第 4 項 繰 上 金	285,895
	第 5 項 諸 収 入	271,792
		75,855

千円

	第6項 第7項	県 繰	越	債 金	1,099,000 1
歳	入	合	計		2,923,169

2 歳 出			金 額
款	項		額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費		2,923,016
	第 2 項 県 債 費		1,179,423
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		1,743,593
			153
			153
合 計			2,923,169

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費	千円 1,099,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	

平成 26 年 度 新 潟 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成26年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予 定 量
1	営 業 関 係	卸供給電力量	MWh 554,939
2	建 設 改 良 関 係	1 建設工事 (1) 胎内第四発電所建設事業 (2) 新エネルギー発電設備建設事業 2 増強改良工事 既設発電所の増強改良	一 式 一 式 一 式

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	電気事業収益	5,350,427
第1項	営業収益	4,751,815
第2項	財務収益	5,239
第3項	事業外収益	183,625
第4項	特別利益	409,748

支 出		千円
第1款	電気事業費用	5,319,893
第1項	営業費用	3,597,330
第2項	財務費用	413,057
第3項	事業外費用	22,653
第4項	特別損失	1,266,853
第5項	予備費	20,000

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	6,875,777
第1項	資 本 的 業 務 債 金	4,305,600
第2項	資 本 的 業 務 補 助 金	45,547
第3項	資 本 的 業 務 補 助 代 理 金	300
第4項	資 本 的 業 務 補 助 代 理 金	2,303,319
第5項	資 本 的 業 務 補 助 代 理 金	179,878
第6項	資 本 的 業 務 補 助 代 理 金	41,133

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	6,727,604
第1項	資 本 的 業 務 改 善 費	5,241,631
第2項	資 本 的 業 務 債 還 金	1,303,972
第3項	資 本 的 業 務 債 還 金	24
第4項	資 本 的 業 務 債 還 金	13,000
第5項	資 本 的 業 務 債 還 金	167,977
第6項	資 本 的 業 務 債 還 金	1,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
田川内・笠掘発電所巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで		千円 40,044
刈谷田・広神発電所巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで		27,540
高田・新高田発電所巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで		31,496
三面発電所1号調速機更新工事	平成27年度		36,752
高田発電所コイル更新工事	平成27年度		218,355

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 新エネルギー発電設備 建設事業費	限度額 千円 4,305,600	起債の方法 普通貸借又は債券発行	利率 年9パーセント以内	償還の方法 借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
------------------------------	------------------------	---------------------	-----------------	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	847,275	千円
2	交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成26年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分			予 定 量
	給 水 間 日 平 均	水 給 給 水	先 水 量	
1 営 業 関 係	1	給 年 給	数 量	92か所 59,136,926立方メートル 162,019立方メートル
	2	年 給	量	
	3	一 日 給	量	
2 建 設 改 良 関 係	既 設 設 備 の 増 強 改 良			一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 工業用水道事業収益		3,505,447
第1項 営業収益		1,613,971
第2項 営業外収益		258,106
第3項 特別利益		1,633,370

支 出		千円
第1款 工業用水道事業費用		3,717,649
第1項 営業費用		2,142,548
第2項 営業外費用		95,936
第3項 特別損失		1,469,165
第4項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額115,519千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本の収入		174,344
第1項 企業の業債		120,000
第2項 他会計補助金		37,514
第3項 固定資産売却代金		30
第4項 雑収入		16,800
支 出		千円
第1款 資本の支出		289,863
第1項 建設改良費		172,208
第2項 企業債償還金		117,641
第3項 投資		14

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				減 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	過 損 留 保 資 金	年 度 定 額 資 金
第1項 建設改良費	千円 172,208	千円 157,544	千円 14,664	千円 2,660	千円 2,029	千円 9,975	千円 2,778
第2項 企業債償還金	117,641	16,800	100,841	30,361	67,702	2,778	
第3項 投資	14	14	14		14		
計	289,863	174,344	115,519	30,361	69,745	12,753	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上越工業用水道運転管理及び巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで	千円 250,992

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水道増強設備 上越工業用水道増強設備	千円 86,100 33,900	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

経費	金額
1 職員給与	443,916 千円
2 交際費	34

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からの会計へ補助を受ける金額は、65,375千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成26年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係土地の売却		224,000	平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用地造成事業	収益
第1項	営業	収益
第2項	営業外	収益
		千円
		4,011,980
		3,211,900
		800,080

支 出		千円
第1款 工業用地造成事業費用		2,864,814
第1項 営業費用		2,826,886
第2項 営業外費用		33,080
第3項 特別損失		3,848
第4項 予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,684,958千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		120
第1項 土地売却代金		120

支		出		補てん財源	
区	分	支出予定額	充当収入額	差引不足額	当勤年度留保資金
		千円	千円	千円	千円
第1項	工業用地造成費	22,500	120	22,380	22,380
第2項	企業償還金	359,249		359,249	359,249
第3項	他会計借入金返済金	2,303,319		2,303,319	2,303,319
第4項	雑支出	10		10	10
	計	2,685,078	120	2,684,958	2,684,958

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費	60,418	千円
2	交際費	18	

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,164千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分の	態	様			
土	地	工	業	用	地	上	越	市	平方メートル	93,000	売	却		
						見	附	市	48,000	売	却			
						阿	賀	野	市	31,000	売	却		
						新	潟	市	及	び	北	浦	原	郡

平成26年度新潟県新潟港東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県新潟港東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却	却	平方メートル 34,222

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 用地造成事業収益	298,884
第1項 営業収益	294,106
第2項 営業外収益	4,778

千円

支 出		千円
第1款 用地造成事業費用		206,350
第1項 営業費用		206,104
第2項 営業外費用		246

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,830,000千円と定める。
(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	所 在	数 量	処 分 の 態 様
土 地	新 潟 県 蒲 原 郡 聖 籠 町 市	平方メートル 34,222	売 却

平成26年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			3,423床
年間患者数	入院	院来	1,007,000人
	外来	計	1,567,000人 2,574,000人
1日平均患者数	入院	院来	2,759人
	外来	計	6,422人 9,181人
主な建設改良事業	1 病院改築関係		一式
	2 十日町病院改築調査・設計事業 加茂病院増改築関係		一式

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,944,074千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入		千円
第1款	資本的収入	10,578,014
第1項	投資回収	2,293
第2項	企業業債	6,984,000
第3項	補助金	1,817,025
第4項	負担金交付金	1,749,517
第5項	その他の資本的収入	25,179

支出		千円
第1款	資本的支出	14,522,088
第1項	建設改良費	9,019,256
第2項	無形固定資産	30
第3項	投資	2,293
第4項	償還金	5,500,509

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加茂病院改築実施設計業務委託契約	平成 27 年度	千円 82,601
がんセンター新潟病院医局等 空調設備更新事業負担金	平成 27 年度	41,787
十日町病院医師公舎借上契約	平成27年度から 平成30年度まで	24,960

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 6,984,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	42,347,656	千円
2	交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,529,310千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、19,171,932千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	医療情報総合システム		五	式
	器	心臓血管造影装置(アンギオ)		一	式
	械	全身用血管造影装置(アンギオ)		一	式
		X線コンピュータ断層撮影装置(CT)		一	式

平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	業務の予定量
主な建設改良事業	1 病院新築関係	一式
	魚沼基幹病院新築事業	一式
	2 総合医療情報システム整備事業	一式
	3 医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	1,132,485
第1項 医療外収益	1,132,485

支 出		千円
第1款 病院事業費用		1,132,485
第1項 医療費用		20,697
第2項 医療外費用		1,111,788

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入		15,111,016
第1項 企業債		15,029,000
第2項 負担金交付金		82,016

支 出		千円
第1款 資本的支出		15,111,016
第1項 建設改良費		15,098,489
第2項 無形固定資産		11,453
第3項 償還金		1,074

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
魚沼基幹病院外構2期工事委託契約	平成27年度から 平成29年度まで	千円 293,825
魚沼基幹病院器械備品整備事業	平成27年度	3,319,000
魚沼基幹病院物品納入支援業務委託契約	平成27年度	26,449

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 15,029,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,029,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,120,740千円である。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	手術映像記録配信システム		一	式
	器	内視鏡手術システム		一	式
	械	生体情報モニタ		一	式

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,504,606千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,301,890,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
第1款 県 税		226,072,000	4,634,000	230,706,000
	第1項 県 民 税	78,334,000	2,965,000	81,299,000
	第2項 事 業 税	42,182,000	2,694,000	44,876,000
	第3項 地 方 消 費 税	35,439,000	△ 563,000	34,876,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,505,000	363,000	4,868,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,979,000	47,000	3,026,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	563,000	13,000	576,000
	第7項 自 動 車 取 得 税	3,887,000	35,000	3,922,000
	第8項 軽 油 引 取 税	25,447,000	△ 1,071,000	24,376,000
	第9項 自 動 車 税	32,254,000	329,000	32,583,000
	第10項 鉾 区 税	48,000	2,000	50,000
	第11項 狩 猟 税	37,000	△ 2,000	35,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	395,000	△ 177,000	218,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	2,000	△ 1,000	1,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		47,009,000	△ 1,743,000	45,266,000
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	47,009,000	△ 1,743,000	45,266,000
第3款 地 方 譲 与 税		36,144,000	4,004,000	40,148,000

	第1項 地方人特別譲与税	31,202,000	4,289,000	35,491,000
	第2項 地方揮発油譲与税	4,613,000	△ 271,000	4,342,000
	第3項 石油ガス譲与税	318,000	△ 12,000	306,000
	第4項 航空機燃料譲与税	11,000	△ 2,000	9,000
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	764,000	△ 631	763,369
		764,000	△ 631	763,369
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	277,700,000	△ 1,720,415	275,979,585
		277,700,000	△ 1,720,415	275,979,585
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	627,000	△ 29,000	598,000
		627,000	△ 29,000	598,000
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	7,292,477	△ 357,212	6,935,265
	第2項 負担金	1,687,082	16,880	1,703,962
		5,605,395	△ 374,092	5,231,303
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料	10,342,292	△ 86,402	10,255,890
	第2項 手数料	6,785,330	△ 120,464	6,664,866
		3,556,962	34,062	3,591,024
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	186,005,574	13,512,169	199,517,743
	第2項 国庫補助金	38,471,395	11,768	38,483,163
		143,978,362	14,050,681	158,029,043

第3項	委託金	3,555,817	△	550,280	3,005,537
第10款	財産収入				
第1項	財産運用収入	2,816,684	△	1,247,567	1,569,117
第2項	財産売却収入	803,156	△	20,790	782,366
		2,013,528	△	1,226,777	786,751
第11款	寄附金	46,163		3,777	49,940
第1項	寄附金	46,163		3,777	49,940
第12款	繰入金	63,960,054	△	1,175,115	62,784,939
第1項	特別会計繰入金	913,264		452,129	1,365,393
第2項	基金繰入金	63,046,790	△	1,627,244	61,419,546
第13款	諸収入	175,718,013	△	33,382,461	142,335,552
第1項	延滞金加算金及び過料等	398,410	△	55,988	342,422
第2項	利子収入	10,129		1,065	11,194
第3項	公営企業貸付金収入	22,667,173	△	487,400	22,179,773
第4項	貸付金収入	133,479,051	△	31,902,271	101,576,780
第5項	受託事業収入	7,763,325	△	973,063	6,790,262
第6項	収益事業収入	3,749,548		545,033	4,294,581
第7項	利子割精算金収入	3,656		147	3,803
第8項	利子割精算金収入	7,646,721	△	509,984	7,136,737
第14款	県債	296,695,900	△	14,979,000	281,716,900
第1項	県債	296,695,900	△	14,979,000	281,716,900

第15款	繰越金	第1項繰越金	2,202,167	1,062,251	3,264,418
			2,202,167	1,062,251	3,264,418
歳入	合計	計	1,333,395,324	△ 31,504,606	1,301,890,718

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議会費	第1項 議会費	1,406,060 千円	△ 17,454 千円	1,388,606 千円	
第2款 総務費	第1項 政策費	54,412,465	22,866,248	77,278,713	
	第2項 総務管理費	4,411,361	△ 131,095	4,280,266	
	第3項 統計調査費	36,959,828	23,125,412	60,085,240	
	第4項 徴税費	591,339	△ 10,892	580,447	
	第5項 市町村振興費	6,971,193	63,361	7,034,554	
	第6項 選挙費	3,871,374	△ 41,253	3,830,121	
	第7項 人事委員会費	1,214,242	△ 141,689	1,072,553	
	第8項 監査委員費	147,497	415	147,912	
		245,631	1,989	247,620	
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	12,360,455	△ 438,095	11,922,360	
	第2項 防災費	1,991,065	△ 7,118	1,983,947	
	第3項 環境企画費	7,058,473	△ 130,389	6,928,084	
	第4項 環境対策費	890,159	△ 10,529	879,630	
	第5項 廃棄物対策費	362,557	△ 26,951	335,606	
		2,058,201	△ 263,108	1,795,093	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	148,326,189	406,221	148,732,410
	第2項 福祉・福祉指導費	17,794,463	893,767	18,688,230
	第3項 国保・福祉事務薬事費	41,757,641	△	41,189,351
	第4項 医師・看護職員確保対策費	7,932,641	△	7,329,250
	第5項 高齢福祉保健費	1,810,746	△	1,789,121
	第6項 健康対策費	38,570,388	△	38,062,655
	第7項 生活衛生費	5,761,919	1,518	5,763,437
	第8項 障害福祉費	1,667,149	△	1,570,209
	第9項 児童家庭費	17,761,278	658,535	18,419,813
		15,269,964	650,380	15,920,344
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	11,112,194	△	10,687,663
	第2項 労働政策雇用費	128,164	△	127,868
	第3項 職業能力開発費	8,584,636	△	8,507,486
		2,399,394	△	2,052,309
第6款 産業費	第1項 産業政策費	140,231,628	△	107,817,154
	第2項 産業振興費	5,168,569	△	5,000,463
	第3項 商業振興費	1,660,267	△	1,531,443
	第4項 商業振興地費	120,344,239	△	89,454,724
	第5項 産業立地費	11,191,814	△	10,135,523
		1,866,739	△	1,695,001

第7款 農 林 水 産 業 費			90,053,632	△ 5,058,280	84,995,352
第1項 農 業 費	農 業 費		3,414,114	△ 60,119	3,353,995
第2項 地 域 農 政 推 進 費	地 域 農 政 推 進 費		7,786,631	△ 1,500,061	6,286,570
第3項 農 産 園 芸 費	農 産 園 芸 費		1,304,247	△ 146,024	1,158,223
第4項 農 産 営 業 費	農 産 営 業 費		3,945,188	△ 24,429	3,920,759
第5項 食 品 流 通 費	食 品 流 通 費		295,194	△ 8,857	286,337
第6項 畜 産 業 費	畜 産 業 費		841,785	2,412	844,197
第7項 水 産 業 費	水 産 業 費		4,476,610	△ 546,017	3,930,593
第8項 林 業 費	林 業 費		20,410,010	△ 987,164	19,422,846
第9項 農 地 管 理 費	農 地 管 理 費		2,984,681	24,397	3,009,078
第10項 農 地 基 盤 整 備 費	農 地 基 盤 整 備 費		43,224,866	△ 1,812,891	41,411,975
第11項 農 地 計 画 費	農 地 計 画 費		1,370,306	473	1,370,779
第8款 土 木 費			192,645,682	△ 12,419,219	180,226,463
第1項 土 木 管 理 費	土 木 管 理 費		11,015,628	△ 65,118	10,950,510
第2項 道 路 橋 り よ う 費	道 路 橋 り よ う 費		66,944,540	2,233,111	69,177,651
第3項 河 川 海 岸 費	河 川 海 岸 費		41,391,532	△ 167,540	41,223,992
第4項 砂 防 費	砂 防 費		17,259,252	153,667	17,412,919
第5項 都 市 計 画 費	都 市 計 画 費		6,458,562	△ 287	6,458,275
第6項 建 築 費	建 築 費		20,007,094	△ 1,229,083	18,778,011
第7項 交 通 港 灣 策 費	交 通 港 灣 策 費		17,338,291	△ 12,813,785	4,524,506
第8項 振 興 費	振 興 費		462,829	△ 50,533	412,296
第9項 港 灣 費	港 灣 費		10,928,737	△ 419,657	10,509,080

第9款	警 察 費	第10項 空 港 費	839,217	△	59,994	779,223
	第1項 警 察 費	管 理 費	49,548,539		87,358	49,635,897
	第2項 警 察 費	行 政 費	46,047,483		136,031	46,183,514
			3,501,056	△	48,673	3,452,383
第10款	教 育 費	第1項 教 育 費	217,546,355	△	1,677,474	215,868,881
		第2項 小 學 費	4,548,145	△	22,498	4,525,647
		第3項 高 等 學 校 費	128,760,432	△	850,855	127,909,577
		第4項 特 別 支 援 學 校 費	50,495,394	△	433,743	50,061,651
		第5項 生 涯 學 習 推 進 費	17,768,987	△	302,858	17,466,129
		第6項 文 化 健 體 育 費	335,105	△	7,258	327,847
		第7項 保 健 體 育 費	1,776,048	△	57,055	1,718,993
		第8項 私 學 教 育 振 興 費	1,512,323	△	33,201	1,479,122
		第9項 大 學 費	10,983,166		20,361	11,003,527
			1,366,755		9,633	1,376,388
第11款	災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費	15,810,333		1,190,174	17,000,507
		第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,859,601		935,470	4,795,071
			11,884,180		254,704	12,138,884
第12款	債 償 費	第1項 県 債 償 費	304,083,461	△	586,095	303,497,366
			304,083,461	△	586,095	303,497,366
第13款	諸 支 出 金		95,558,331	△	3,018,985	92,539,346

第1項	公 營 企 業 貸 付 金	22,667,173	△	487,400	22,179,773
第2項	雜 支 出	3,454,900	△	539,000	2,915,900
第3項	地 方 消 費 税 清 算 金	34,955,929	△	2,209,146	32,746,783
第4項	利 子 割 交 付 金	747,092	△	139,000	608,092
第5項	配 当 割 交 付 金	446,094		510,246	956,340
第6項	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	110,484		1,329,372	1,439,856
第7項	地 方 消 費 税 交 付 金	23,926,704	△	988,447	22,938,257
第8項	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	394,100		13,637	407,737
第9項	自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,075,950	△	161,788	2,914,162
第10項	軽 油 引 取 税 交 付 金	5,777,841	△	346,384	5,431,457
第11項	利 子 割 精 算 金	1,564	△	575	989
第12項	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	500	△	500	
歳 出	合 計	1,333,395,324	△	31,504,606	1,301,890,718

第2表 継続費補正 1 変更										
款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後	
			総	千円	年度	年割額	総	千円	年度	年割額
第8款 土 木 費	第2項 道 橋 第2項 道 橋 路 費	一般国道403号道路 改築工事 (新大倉トンネル)	1,000,000	千円	24	221,000	24	221,000	24	221,000
					25	300,000	25	300,000	25	436,000
					26	300,000	26	300,000	26	300,000
					27	179,000	27	179,000	27	43,000
					13	0	13	0	13	0
					14	470,000	14	470,000	14	470,000
					15	740,000	15	740,000	15	740,000
第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (奥胎内ダム)	23,312,304	千円	16	900,000	16	900,000	16	900,000
					17	430,000	17	430,000	17	430,000
					18	360,000	18	360,000	18	360,000
					19	527,000	19	527,000	19	527,000
					23,312,304	23,312,304	23,312,304	23,312,304		

第6項 建築費 十日町病院改築事業	9,508,193	32	2,770,000	32	2,770,000
		33	2,720,000	33	2,720,000
		34	2,154,300	34	1,764,238
		35	556,200	35	556,200
		25	0	25	0
		26	1,896,766	26	2,000,674
		27	1,583,522	27	1,633,901
		28	138,109	28	142,029
		29	1,310,875	29	1,348,290
		30	2,296,293	30	2,361,867
		31	1,916,659	31	1,980,319
		32	365,969	32	376,427
		9,843,507			

第3表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	問	限	度	額	説	明
	公益財団法人新潟県環境保全事業団損失補償契約	平成25年度から平成26年度まで						公益財団法人新潟県環境保全事業団が、平成25年度において、金融機関から借り入れられる事業資金870,000千円に約定利息を加えた額について、回収されない場合の損失を補償する。
	新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県点字図書館管理協定	平成26年度から平成30年度まで				906,310千円		
	新潟中条中核工業団地用地取得契約 (相手方 独立行政法人中小企業基盤整備機構)	平成26年度から平成38年度まで				288,825千円		
	阿賀野高校グラウンド敷地賃借契約 (相手方 関東財務局)	平成26年度から平成28年度まで				11,184千円		

2 変 更	事 項	補 前		補 後		明 説
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
	県庁舎エレベーター改修工事請負契約	平成26年度から平成28年度まで	206,820千円	平成26年度から平成29年度まで	260,209千円	
	税総合オンラインシステム帳票印刷関連業務委託契約	平成25年度から平成29年度まで	177,190千円	平成25年度から平成29年度まで	180,432千円	
	コンビニエンスストア県税収納業務委託契約	平成25年度から平成27年度まで	3,639千円	平成25年度から平成27年度まで	3,705千円	
	新潟県民会館管理協定	平成25年度から平成29年度まで	317,605千円	平成25年度から平成29年度まで	324,436千円	
	新潟県住宅新築資金等貸付事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社第四銀行)	平成11年度から平成35年度まで	株式会社第四銀行が県から借り入れた資金等から平成11年度に行う事業に係る償還金が回されなかつたこと、総額24,194千円を限度としてその損失を補償する。	平成11年度から平成45年度まで	株式会社第四銀行が県から借り入れた資金等から平成11年度に行う事業に係る償還金が回されなかつたこと、総額24,194千円を限度としてその損失を補償する。	
	海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成26年度	45,000千円	平成26年度	51,000千円	
	農業近代化資金利子補給契約	平成26年度から平成45年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,500,000千円を範囲内で県の承認する場、利子補給率年2.25パーセントとして算定した額	平成26年度から平成45年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,700,000千円を範囲内で県の承認する場、利子補給率年2.25パーセントとして算定した額	

第4表 地方債補正 1. 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
減取補てん債	千円 377,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	

2 変 更		補 前			正			補 後		
		起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	償還の方法
道路事業費	千円 8,592,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 6,783,000					
河川事業費	15,019,000				14,961,000					
海岸事業費	882,000				857,000					
砂防事業費	6,964,000				6,914,000					
公園事業費	668,000				660,000					
空港事業費	305,000				294,000					
水産事業費	166,000				165,000					
漁港事業費	704,000				585,000					
林道事業費	679,000				612,000					
治山事業費	3,891,000				3,867,000					
農地事業費	9,425,000				7,064,000					
災害復旧事業費	5,097,000				5,662,000					

学校教育施設等整備事業費	645,000	745,000
社会福祉施設整備事業費	631,000	700,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	632,000	572,000
地域活性化事業費	920,000	849,000
防災対策事業費	4,436,000	4,323,000
地方道路等整備事業費	12,952,000	13,431,000
合併特例事業費	2,698,000	3,715,000
河川等整備事業費	51,000	54,000
臨時高等学校改築等事業費	1,073,000	1,077,000
交通安全施設整備事業費	446,000	415,000
本庁舎改修事業費	56,000	54,000
県民会館改修事業費	8,000	6,000
地域機関改修事業費	723,000	678,000
地域プロジェクト事業費	172,000	125,000

平成25年度新潟県債管理特別会計補正予算

平成25年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,150,786千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		千円 133,289,533	千円 861,253	千円 134,150,786
	第1項 繰入金	133,289,533	861,253	134,150,786
歳入	合計	133,289,533	861,253	134,150,786

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 133,289,533	千円 861,253	千円 134,150,786
	第1項 県債費	133,289,533	861,253	134,150,786
歳出	合計	133,289,533	861,253	134,150,786

平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ967,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,046,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	第1項 諸収入	3,013,904 千円	△ 967,274 千円	2,046,630 千円
	第2項 繰越金	928,925	△ 10,000	918,925
歳 入 合 計		3,013,904	△ 967,274	2,046,630

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくりに資する事業	第1項 貸付事業費	千円 3,013,904	△ 967,274	千円 2,046,630
	第2項 貸付債権活用事業費	2,084,979	△ 957,274	1,127,705
歳出	合計	3,013,904	△ 967,274	2,046,630

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,470千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,012,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 1,959,562	千円 52,470	千円 2,012,032
	第1項 国庫支出金	50,277	100,180	150,457
	第2項 財産収入	1,102	△ 724	378
	第4項 繰入金	414,700	207,080	621,780
	第5項 諸収入	34,926	141,795	176,721
	第7項 分担金及び負担金	1,445,034	△ 396,425	1,048,609
	第8項 繰越金	3,290	564	3,854
歳 入	合 計	1,959,562	52,470	2,012,032

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	1,955,062	52,470	2,007,532
	第2項 基金積立金	1,876,980	△ 529,716	1,347,264
	第4項 繰出金	1,102	142,016	143,118
	合 計	11,642	440,170	451,812
歳 出	合 計	1,959,562	52,470	2,012,032

平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ418,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 417,512	千円 711	千円 418,223
		84,634	711	85,345
歳入	合計	417,512	711	418,223

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉 貸付事業資金費	第1項 貸付事業費	千円 417,512	千円 711	千円 418,223
歳出合計		417,512	711	418,223

平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者 総合施設事業収入	第1項 財産収入	千円 8,456	△	千円 8,444
		179	△	167
歳 入	合 計	8,456	△	8,444

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害施設 総合	者費 業 事 業 費	千円 8,456	△	千円 8,444
	出 金	8,445	△	8,433
歳	合 計	8,456	△	8,444

平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416,121千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,380,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業		千円 1,796,832	千円 △ 416,121	千円 1,380,711
	第2項 諸 収 入	988,588	△ 416,121	572,467
歳 入	合 計	1,796,832	△ 416,121	1,380,711

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	中小企業支援資金貸付業		千円 1,796,832	千円 △ 416,121	千円 1,380,711
		第2項 県 債 費	669,048	△ 281,092	387,956
		第3項 繰 出 金	319,537	△ 135,029	184,508
	歳 出 合 計		1,796,832	△ 416,121	1,380,711

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	中小企業高度化資金貸付契約	平成26年度				140,426千円		

平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,784千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	122,791 千円	△ 178 千円	122,613 千円
	合 計	251,962	△ 178	251,784

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 林業改善 貸付事業 資金費	第1項 貸付事業 費		千円 122,741	千円 178	千円 122,563
			122,741	178	122,563
歳 出 合 計		計	251,962	178	251,784

平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,136千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 81,278	△ 142	千円 81,136
歳入	合計	81,278	△ 142	81,136

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善事業資金費		千円 81,228	千円 △ 142	千円 81,086
	第1項 貸付事業費	81,228	△ 142	81,086
歳	合 計	81,278	△ 142	81,136

平成 25 年 度 新 潟 県 有 林 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

平成25年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,584千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,642千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 県有林事業収入		千円 157,226	千円 △ 9,584	千円 147,642
	第1項 国庫支出金	4,646	25	4,671
	第2項 財産収入	16,501	△ 5,358	11,143
	第3項 繰入金	126,414	549	126,963
	第4項 県債	4,800	△ 4,800	
歳 入	合 計	157,226	△ 9,584	147,642

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県有林事業費		千円 156,226	千円 9,584	千円 146,642	
	第1項 事業費	66,102	△ 9,434	56,668	
	第2項 県債費	66,124	△ 150	65,974	
歳出	合計	157,226	△ 9,584	147,642	

第2表 地方債補正 1 変更																					
起債の目的	補			正			前			補			正			後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 4,800	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	千円																

平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685,555千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金収入	第1項 財産収入	538,555 千円	147,000 千円	685,555 千円
	合 計	538,555	147,000	685,555

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 都市開発資金事業費		千円 538,555	千円 147,000	千円 685,555	
	第2項 繰出金	536,640	147,000	683,640	
歳出	合計	538,555	147,000	685,555	

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,359,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,350,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 14,709,569	千円 △ 1,359,290	千円 13,350,279	
	第1項 分担金及び負担金	5,366,552	△ 321,076	5,045,476	
	第2項 使用料及び手数料	457		486	
	第3項 国庫支出金	3,478,662	△ 748,104	2,730,558	
	第4項 財産収入	1,075	△ 17	1,058	
	第5項 繰入金	1,971,619	△ 3,274	1,968,345	
	第6項 諸収入	185,838	△ 59,310	126,528	
	第7項 県債	3,605,000	△ 238,000	3,367,000	
	第8項 繰越金	100,366	10,462	110,828	
歳 入	合 計	14,709,569	△ 1,359,290	13,350,279	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費	第1項 管 理 費	14,609,203	△ 1,259,424	13,349,779	千円
	第2項 建 設 費	3,655,741	△ 50,758	3,604,983	
	第3項 県 債 費	6,269,952	△ 1,166,621	5,103,331	
	第4項 災 害 復 旧 費	4,683,510	△ 46,977	4,636,533	
				4,932	
第2款 予 備 費	第1項 予 備 費	100,366	△ 99,866	500	
		100,366	△ 99,866	500	
歳 出	合 計	14,709,569	△ 1,359,290	13,350,279	

第2表 継続費補正 1 変更		項	事業名	補		正		前		補		正		後		
				総額	千円	年度	年割額	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	総額	千円	
第1款 流域下水道事業	第2項 建設費		信濃川下流域事業 （新潟処理区域）	21,028,818	千円	8	964,459	8	964,459		8	964,459		千円		
						9	1,234,836	9	1,234,836		9	1,234,836		9	1,234,836	
						10	2,083,400	10	2,083,400		10	2,083,400		10	2,083,400	
						11	1,924,000	11	1,924,000		11	1,924,000		11	1,924,000	
						12	2,559,000	12	2,559,000		12	2,559,000		12	2,559,000	
						13	1,618,000	13	1,618,000		13	1,618,000		13	1,618,000	
						14	1,279,500	14	1,279,500		14	1,279,500		14	1,279,500	
						15	197,360	15	197,360		15	197,360		15	197,360	
						16	256,000	16	256,000		16	256,000		16	256,000	
						17	54,700	17	54,700	22,131,030	17	54,700	22,131,030	17	54,700	
						18	281,150	18	281,150		18	281,150		18	281,150	

阿賀野川流域 下水道事業費 (新井郷川処理 域)	14	1,661,300	1,661,300	14	1,661,300
	15	835,400	835,400	15	835,400
	16	442,600	442,600	16	442,600
	17	124,000	124,000	17	124,000
	18	279,600	279,600	18	279,600
	19	559,650	559,650	19	559,650
	20	691,800	691,800	20	691,800
	21	1,230,700	1,230,700	21	1,230,700
	22	1,023,005	1,023,005	22	1,023,005
	23	1,078,289	1,078,289	23	1,078,289
	24	1,376,107	1,376,107	24	1,376,107
	25	1,094,500	1,094,500	25	951,990
	26	193,500	193,500	26	854,500
	4	640,000	4	640,000	65,329,181

94,000	30,000	
26	27	

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ298,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,972,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 4,270,333	千円 △ 298,307	千円 3,972,026	
	第1項 分担金及び負担金	29,634	△ 29,634	1,421,942	
	第2項 使用料及び手数料	1,389,238	32,704	232,029	
	第3項 国庫支出金	38,000	194,029	23,605	
	第4項 財産収入	24,194	△ 589	498,286	
	第5項 繰入金	530,286	△ 32,000	155,263	
	第6項 雑収入	33,080	122,183	1,628,000	
	第7項 県債	2,213,000	△ 585,000		
歳 入	合 計	4,270,333	△ 298,307	3,972,026	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業費		千円 4,270,180	△ 298,307	千円 3,971,873	
	第1項 事業費	1,604,480	△ 298,307	1,306,173	
歳	出 合 計	4,270,333	△ 298,307	3,972,026	

平成25年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量	
	営	業										卸
1	営	業	係	卸	供	電	力	量	MWh	554,939	MWh	609,763

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	4,622,232 千円	131,341 千円	4,753,573 千円
第1項	営業収益	4,595,834	131,990	4,727,824
第2項	財務収益	5,302	677	5,979
第3項	事業外収益	21,096	△ 1,326	19,770

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	4,194,784	60,086	4,254,870
第1項 営業費用	3,711,671	30,610	3,742,281
第3項 事業外費用	20,244	29,476	49,720

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,487,629千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	5,048,060	△ 1,606,234	3,441,826
第1項 企業債	3,623,100	△ 293,700	3,329,400
第2項 国庫補助金	34,179	△ 13,442	20,737
第4項 貸付金返済金	1,303,319	△ 1,300,000	3,319
第5項 受託金	87,152	908	88,060

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	資本的支出	7,028,696	△ 1,099,241	5,929,455
第1項	建設改良費	4,604,546	△ 496,125	4,108,421
第3項	貸付金	1,000,000	△ 600,000	400,000
第5項	受託工事費	87,152	△ 3,116	84,036

区	分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補てん財源					消費的支出 調整額 千円
					過年度 繰上保 留金 千円	当年度 繰上保 留金 千円	減積 立金 千円	債積 立金 千円	建設改良 積立金 千円	
第1項	建設改良費	4,108,421	3,357,780	750,641						191,938
第2項	企業償還金	1,322,998		1,322,998	1,187,998	40,931	135,000	517,772		
第3項	貸付金	400,000		400,000	400,000					
第4項	他会計繰出金	13,000		13,000					13,000	
第5項	受託工事費	84,036	84,036		990					
第6項	雑支出	1,000	10	990						
	計	5,929,455	3,441,826	2,487,629	1,588,988	40,931	135,000	517,772	13,000	191,938

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 額		金 額		変 更 金 額	
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度
			千円		22	64,697	22	千円 64,697
					23	84,037	23	84,037
					24	232,570	24	232,570
					25	193,654	25	126,178
		胎 内 第 四 發 電 所 業	2,215,788		26	150,858	26	245,932
		建 設			27	210,942	27	211,973
1	資本的支出	1 建設改良費			28	525,524	28	524,167
					29	426,046	29	438,224
					30	327,460	30	336,820
					24	500	24	500
		新 潟 東 部 大 陽 光 發 電 所 (3 号 系 列) 建 設 業	6,915,648		25	3,224,228	25	2,916,002
								6,819,183

平成25年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分			元 予 定 量	変 更 予 定 量
	1 給 水 先 数	2 年 間 総 給 水 量	3 一 日 平 均 給 水 量		
1 営 業 関 係				59,960,641 立方メートル 164,276 立方メートル	91か所 54,481,798 立方メートル 149,265 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	工業用水道事業収益	2,216,341	338,940	2,555,281
第1項	営業収益	1,571,569	△	1,566,570
第2項	営業外収益	5,638	66,956	72,594
第3項	特別利益	639,134	276,983	916,117

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	工業用水道事業費用	2,556,970	301,069	2,255,901
第1項	営業費用	2,497,069	△	1,946,158
第2項	営業外費用	42,470	124,343	166,813
第3項	特別損失	7,431	125,499	132,930

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,387千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	1,584,942	△ 978,469	606,473
第1項	業債	420,100	26,000	446,100
第3項	他会計補助金	12,757	△ 4,597	8,160
第4項	他会計借入金	1,000,000	△ 1,000,000	
第5項	固定資産売却代金	30	178	208
第6項	雑収入	56,357	△ 50	56,307

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	793,340	△ 28,480	764,860
第1項	建設改良費	525,856	△ 24,076	501,780
第2項	企業債償還金	267,484	△ 4,455	263,029
第3項	雑支出		51	51

区 分	支出予定額	充当財源収入予定額	差引不足額	補てん財源		
				減積	債立	過年度損益勘定留保資金 消費税資本的収支調整額
第1項 建設改良費	千円 501,780	千円 480,673	千円 21,107	千円	千円 21,107	
第2項 企業債償還金	263,029	125,800	137,229	25,493	1,723	
第3項 雑支出	51		51			
計	764,860	606,473	158,387	25,493	22,830	

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
新潟臨海工業用水道建設事業費	千円 213,800	千円 226,100
新潟臨海工業用水道設備増強費	80,500	94,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	金額	元	金額	変更	金額
職員給与費			千円 410,264		千円 453,239

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を40,710千円に改める。

平成25年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	営 業 関 係 土 地 の 売 却	平方メートル 182,000	平方メートル 35,316

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 3,361,777	千円 △ 1,960,697	千円 1,401,080
第1項	営業収益	2,543,222	△ 1,956,821	586,401
第2項	営業外収益	818,555	△ 3,876	814,679

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	2,363,671	△ 1,744,536	619,135
第1項 営業費用	2,306,298	△ 1,744,182	562,116
第2項 営業外費用	56,373	△ 354	56,019

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額292,786千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	120	400,000	400,120
第2項 他会計借入金		400,000	400,000

支 出		補正前の予定額		補正予定額		計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款	資 本 的 支 出	1,992,906	△ 1,300,000	692,906			
第3項	他会計借入金返済金	1,303,319	△ 1,300,000	3,319			

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項	工 業 用 地 造 成 費	22,500			
第2項	企 業 債 償 還 金	667,077	289,467	289,467	
第3項	他会計借入金返済金	3,319	3,319	3,319	
第4項	雑 支 出	10			
計	692,906	400,120	292,786	292,786	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	金	額	変	更	金	額
職	員	給	与	費				
								千円
								52,384
								千円
								49,022

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,587千円に改める。

平成25年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土 地 の 売 却		平方メートル 182,400			平方メートル 7,000	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 494,293	千円 △ 374,014	千円 120,279
第1項	営業収益	491,599	△ 373,437	118,162
第2項	営業外収益	2,694	△ 577	2,117

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 用地造成事業費用	302,956	△ 198,323	104,633
第1項 営業費用	302,335	△ 198,059	104,276
第2項 営業外費用	621	△ 264	357

平成25年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
年 間 患 者 数	入 院	1,073,000 人	967,000 人
	外 来	1,629,000 人	1,560,000 人
	計	2,702,000 人	2,527,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入 院	2,940 人	2,649 人
	外 来	6,676 人	6,393 人
	計	9,616 人	9,042 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	75,005,035	△ 1,179,272	73,825,763
第1項	医療収益	64,915,946	△ 2,607,359	62,308,587
第2項	医療外収益	10,088,889	1,428,287	11,517,176
第3項	特別利益	200	△ 200	

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	75,004,007	△ 204,592	74,799,415
第1項	医療費用	72,891,071	△ 164,788	72,726,283
第2項	医療外費用	2,112,736	△ 200,647	1,912,089
第3項	特別損失	200	160,843	161,043

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,419,821千円は、過年度分損益勘定留保資金2,573,503千円及び当年度分損益勘定留保資金1,846,318千円で補てんするものとする。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	3,995,010	△ 893,496	3,101,514
第1項	投資回収金	2,724	△ 1,459	1,265
第2項	企業業債金	2,704,000	△ 288,000	2,416,000
第3項	補助金	85,903	13,937	99,840
第4項	負担金交付金	1,187,728	△ 617,181	570,547
第5項	その他資本的収入	14,655	△ 793	13,862

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	8,234,781	△ 713,446	7,521,335
第1項	建設改良費	2,923,815	△ 289,190	2,634,625
第3項	投資	2,724	△ 814	1,910
第4項	償還金	5,307,561	△ 423,442	4,884,119

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額			
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	十日町病院改築事業	9,509,172	千円	25	千円	千円	25	千円
						26	1,897,070		26	2,012,441
						27	1,583,826		27	1,644,063
						28	138,215		28	178,308
						29	1,310,981	10,282,723	29	1,388,093
						30	2,296,399		30	2,429,225
						31	1,916,712		31	2,096,510
						32	365,969		32	534,083

起債の目的		元	金額	変更	金額
病院整備事業費		千円	2,704,000		千円
					2,416,000

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	金	額	変	更	金	額
1	職 員 給 与 費	千円	39,571,764	千円		39,833,221		千円
2	交 際 費		1,000					100

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,904,740千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科	目	元	金	額	変	更	金	額
	たな卸資産購入限度額	千円	18,457,900	千円		18,382,151		千円

平成 25 年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	284,513	△ 92,328	192,185
第1項 医業外収益	284,513	△ 92,328	192,185

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	284,513	△ 92,328	192,185
第1項 医業外費用	284,513	△ 92,329	192,184
第2項 医業費用		1	1

(資本的収入及び支出)

第 3 条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,342,681	△ 231,969	3,110,712
第1項 企業債	1,466,000	△ 52,000	1,414,000
第2項 補助金	1,258,913	△ 141,379	1,117,534
第3項 負担金交付金	617,768	△ 38,590	579,178

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	3,342,681	△ 231,969	3,110,712
第1項 建設改良費	3,339,205	△ 235,575	3,103,630
第2項 無形固定資産費	2,402	3,606	6,008

(企業債)

第4条 起債の限度額を次とおり改める。

起債の目的	元金額 千円	変更金額 千円
病院整備事業費	1,466,000	1,414,000

(他会計からの補助金)

第5条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,307,823千円に改める。

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	地域プロジェクト事業費	千円 48,991
	第2項 総務管理費	地域活性化推進費	116,062
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	県有財産管理費	15,793
		新潟県航空消防防災体制整備費	2,881,010
		危機管理センター改修・増強費	3,600
		放射線監視施設等管理費	1,539

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	監視施設設備等整備費	78,915
		福祉保健部地域機関等整備費	22,913
		P E T / C T 検査機器等整備補助金	264,348
		魚沼地域医療研修病院群整備補助金	827,057
		災害時医療体制強化事業費	67,399
		新潟医療人育成センター整備補助金	510,000
		高齢者福祉施設整備補助金	480,165
		水道施設災害復旧費補助金	280
		バリアフリーーまちづくり事業費	469,757
		障害者支援施設等整備補助金	19,900
		障害者支援施設等耐震化等整備補助金	479,318
		子ども・子育て支援新制度電子システム構築等補助金	422,824
		保育所等設置補助金	137,265
第6款 産業費	第5項 観光費	新潟ふるさと村施設整備費	19,126

第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	経 営 構 造 対 策 事 業 助 成 費	160,418
	第3項 農 産 園 芸 費	農 業 適 正 管 理 事 業 補 助 金	40,430
	第7項 水 産 業 費	広 域 漁 場 整 備 事 業 費	134,074
		漁 場 環 境 保 全 創 造 事 業 費	85,355
		県 営 水 産 物 流 通 基 盤 整 備 事 業 費	236,317
		県 営 水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	658,492
		県 営 水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 費	186,903
		市 町 村 営 漁 村 再 生 事 業 補 助 金	10,814
	第8項 林 業 費	県 営 漁 港 整 備 事 業 費	1,179
		林 道 開 設 事 業 費	1,000,979
		林 道 開 設 事 業 助 成 費	164,620
		県 単 林 道 整 備 事 業 補 助 金	96,337
		ふ る さ と 林 道 緊 急 整 備 事 業 費	98,108
		県 営 貯 木 場 復 旧 工 事 費	12,634

森林整備加速化・林業再生補助金	1,841,692
森林研究所施設修繕費	12,383
予防治山事業費	336,794
地域防災対策総合治山事業費	37,686
水源森林再生対策事業費	46,355
奥地保安林保全緊急対策事業費	5,961
治山等激甚災害対策特別緊急事業費	214,764
漁場保全関連特定森林整備事業費	220,351
災害関連緊急治山等事業費	158,371
小規模模治山事業費	9,582
小規模模治山事業補助金	5,507
土砂災害緊急治山事業費	1,507
土砂災害緊急治山事業補助金	80,500
第10項 農地基盤整備費	65,960

	県営中山間地域総合農地防災事業費	20,570
	国営附帯県営農地防災事業費	57,740
	県営農道整備事業費	605,666
	過疎地域等農道代行事業費	105,115
	団体営災害関連事業助成費	65,704
	団体営農村振興総合整備事業助成費	109,516
	団体営農業集落排水事業助成費	47,700
	基盤整備促進事業助成費	28,548
	県単地すべり防止事業費	36,365
	県単農業・農村整備事業補助金	44,993
	農用地等集団化事業費	545
	地籍調査事業費	60,748
	河川台帳整備費	5,110
	土木施設等環境整備対策費	410,029
	第11項 農地計画費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	

	うるおいの新潟創成事業費	37,099	
	公共事業企画調査費	9,896	
	社会資本維持管理計画策定費	42,262	
第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	134,480	
	建設関係道路調査費	49,396	
	道路維持管理費	241,920	
	舗装道路維持修繕費	49,119	
	災害防除施設費	331,226	
	交通安全施設費	47,441	
	管理関係地方特定道路費	51,501	
	橋りょう補修費	147,094	
	第3項 河川海岸費	排水機場等整備費	49,989
		魚野川流域水資源確保検討費	15,607
河川調査費		12,010	

海	岸	調	査	費	1,720						
総合流域防災対策情報基盤等整備費					106,712						
ハザードマップ作成・周知支援費					14,885						
河	川	補	修	費	149,605						
河	川	環	境	整	備	費	24,000				
河	川	災	害	復	旧	助	成	費	7,199,232		
海	岸	環	境	整	備	費	39,000				
海	岸	維	持	費	4,000						
海	岸	施	設	補	修	費	39,293				
ダ	ム	維	持	管	理	費	104,600				
ダ	ム	施	設	緊	急	整	備	事	業	費	36,401
河	川	総	合	開	発	事	業	費	53,916		
河	川	砂	防	調	査	費	15,639				
地	す	べ	り	調	査	費	4,800				
第4項 砂防費											

	砂防設備修繕費	16,600
	砂防施設維持修繕費	13,500
	地すべり防止施設維持修繕費	12,176
	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	3,000
	災害関連緊急砂防費	556,015
	克雪対策砂防設備改良事業費	953
	土砂災害緊急事業費	460,618
	災害関連緊急地すべり対策費	152,692
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策費	38,103
第5項	都市計画費	5,805
	公園維持管理費	37,300
	流域別下水道整備総合計画策定費	5,276
第6項	建築費	212,895
	県営住宅管理費	23,000

第7項	交通	策	費	北陸新幹線整備負担金	22,022															
				第9項	港	湾	加治川補償用水施設等管理費	7,578												
第10款	教	育	費	港	湾	等	調	査	費	33,917										
				港	湾	修	繕	費	25,808											
				高	校	全	面	改	築	費	14,173									
				高	校	修	繕	費	4,059											
第8項	私	学	教	認定こども園整備等補助金	120,556															
				私立高等学校施設整備補助金	73,578															
第11款	災	害	復	旧	費	第1項	農	林	水	産	施	設	費	766,000						
						林	害	復	旧	費	252,182									
						農	業	助	成	費	209,032									
						治	山	施	設	災	害	復	旧	費	2,566,935					
						耕	地	災	害	復	旧	費	34,177							
						農	地	地	す	べ	り	防	止	施	設	災	害	復	旧	費
						建	設	関	係	災	害	復	旧	費	9,086,103					

	県 単 災 害 復 旧 費	150,373
第3項 教 災 害 復 旧 設 費	学 校 災 害 復 旧 費	26,620
	県 単 災 害 復 旧 費	5,830
合	計	38,338,403

2 変 更					
款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額	
第2款 総務費	第2項 総務管理費	庁舎耐震改修費	千円 771,404	千円 1,026,150	
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	原子力防災対策費	1,200,000	1,400,000	
第7款 農林水産業費	第7項 水産業費	県営漁港施設機能強化事業費	44,200	129,900	
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	7,500	15,980	
第8款 農林業費	第8項 林業費	林道改良事業助成費	2,500	18,971	
		民有林造林奨励補助金	294,000	638,000	
		復旧治山事業費	252,255	408,764	
		防災林造成事業費	271,350	639,126	
第9款 農地管理費	第9項 農地管理費	地すべり防止事業費	797,970	1,007,554	
		土地改良施設県管理費	143,424	207,049	
第10款 農地整備費	第10項 農地整備費	県営かんがい排水事業費	117,820	1,259,686	
		県営ストックメソッド施設事業費	423,600	875,304	

	県営農地防災排水事業費	72,180	346,334
	県営湛水防除事業費	1,027,000	2,106,015
	県営地すべり対策農地事業費	404,000	658,271
	県営ため池等整備事業費	4,000	499,424
	県営地盤沈下対策農地事業費	20,000	293,418
	県営経営体育成基盤整備事業費	228,095	5,915,535
	県営中山間地域対策事業費	20,000	749,794
	地域農業水利施設ストックマネジメント費	30,760	224,210
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	7,520	29,233
	震災対策農業水利施設点検・調査計画費	446,815	946,489
	震災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	53,185	80,600
第11項	県営農業農村整備調査計画費	29,400	41,235
	団体営調査設計事業補助金	174,500	293,600
第8款	橋りょう維持修繕費	100,000	361,410
	第2項 道路橋りょう費		
	第11項 農地計画費		

防 災 ・ 防 雪 施 設 維 持 修 繕 費	29,000	274,899
道 路 改 築 費	1,152,970	5,688,218
道 路 改 築 費 (県 単)	425,000	1,533,148
地 方 特 定 道 路 整 備 改 築 事 業 費	325,000	1,303,712
道 路 安 全 施 設 費	508,200	1,143,269
道 路 改 善 費	537,600	797,711
道 路 防 災 対 策 費	268,500	393,044
橋 り よ う 補 修 費 (県 単)	961,000	1,905,171
隧 道 補 修 費	185,600	303,575
舗 装 道 道 補 修 費	1,547,100	2,485,425
防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	384,500	676,603
雪 寒 施 設 整 備 費	349,500	589,660
道 路 融 雪 施 設 補 修 費	1,071,000	2,028,510
緊 急 地 方 道 路 整 備 費	2,909,945	10,208,506

	緊急地方道路整備費 (街路)	628,270	2,538,245
第3項 河川 海岸 費	河川管理施設機能確保事業費	187,450	360,450
	河川 維持 費	52,000	802,861
	広域河川 改修 費	2,253,700	6,942,490
	河川整備促進事業費	21,400	83,928
	河川総合流域防災対策整備費	276,500	561,791
	河川 災害 関連 費	417,648	492,699
	床上浸水対策特別緊急事業費	105,000	2,464,021
	河川災害復旧関連緊急事業費	346,500	714,299
	河川 整備 備 費	1,113,200	3,105,727
	海岸 高潮 対策 費	107,000	404,581
	海岸 整備 備 費	903,800	1,407,144
	堰 堤 改良 費	118,139	514,212
	第4項 砂防 費	242,320	1,110,917

火	山	砂	防	費	249,600	502,565
砂防激甚災害対策特別緊急事業費					420,000	1,949,171
砂防総合流域防災対策整備費					52,000	513,041
災害関連連砂防費					43,965	69,697
砂防工事費					529,340	845,083
地すべり対策費					780,480	1,099,383
地すべり防止工事費					446,390	589,086
急傾斜地崩壊対策費					135,200	314,712
急傾斜地崩壊防止工事費					20,270	99,505
集落雪崩対策費					74,000	100,738
街路事業費					128,010	380,914
街路整備費					80,000	290,900
公園整備費					21,505	176,456
公園整備費(県単)					270,000	525,925
第5項都市計画費						

第10款 教 育	第9項 港 湾 費	港 湾 改 修 費	621,550	1,286,736
		港 湾 環 境 整 備 費	21,050	199,420
		港 湾 施 設 改 良 統 合 補 助 事 業 費	455,400	924,582
		港 湾 海 岸 保 全 費	610,600	943,378
	第3項 高 等 学 校 費	高 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費 (県 単)	2,200,463	2,207,431
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	特 別 支 援 学 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費 (県 単)	153,969	166,490
	合 計		32,916,567	85,423,536

平成25年度新潟県有林事業特別会計補正予算 平成25年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。			
第1表 繰越明許費			
款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	13,650 千円
合 計			13,650

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	1,060,991千円
	第4項 災害復旧費	流域下水道災害復旧事業費	4,932
合 計			1,065,923

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	17,738 <small>千円</small>
		港湾施設整備費	94,000
		両津港南ふ頭旅客上屋耐震改修費	776
合 計			112,514

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名
荷物運送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部法務文書課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約決定方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
平成26年3月27日
- 5 契約者の氏名及び住所
氏名 日本郵便株式会社 新潟中央郵便局
住所 新潟県新潟市中央区東大通二丁目6番26号
- 6 落札価格
18,047,356円
- 7 入札公告日
平成26年2月14日
- 8 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その25）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その25）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年7月31日（木）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成26年4月4日（金）から平成26年4月18日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年5月14日（水） 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成26年4月4日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年5月2日(金) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成26年5月9日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その25)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その25）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System System Servers and Software applications

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 14, 2014

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

病院局公告

一般競争入札の中止について(公告)

平成26年3月7日付けで公告した「中央滅菌材料室等業務委託」について、仕様書の見直しが必要となったため、入札を中止した。

平成24年4月4日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2322

Eメール chuohospital@pref.niigata.lg.jp

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第8号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第1項に基づく届出により、平成26年3月27日に次のとおり変更登録した。

平成26年4月4日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	南魚沼市 新潟県南魚沼市六日町180番地の1 【変更前】 財団法人池田記念財団 新潟県南魚沼郡大和町大字浦佐1188番地2
施設の名称	池田記念美術館
施設の所在地	新潟県南魚沼市浦佐5493番地3 【変更前】 新潟県南魚沼郡大和町大字浦佐5493番地3
登録番号	新潟県 第33号
変更年月日	平成17年12月28日